

令和8年度 保育園等入園のしおり



■ 令和8年4月入園・転園申請受付期間 ■

1次申請：令和7年11月17日（月）～令和7年11月28日（金）

2次申請：令和7年12月1日（月）～令和8年2月13日（金）

3次申請：令和8年2月16日（月）～令和8年3月10日（火）

5月入園以降の申請：原則、入園希望月の前月15日

※詳細は、8～9ページをご覧ください。

※このしおりには、保育園等の入園申込み手続き等の情報が記載してあります。

入園を希望される方は必ずお読みいただき、申込み後も大切に保管してください。



瑞穂町 福祉部
子育て応援課 保育・幼稚園係
〒190-1292
瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
TEL：042-557-8658

目 次

申請書のダウンロードと、オンラインで可能な手続について・・・	1
1. 入園手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 子どものための教育・保育給付認定・・・・・・・・	3
3. 保育を必要とする事由・・・・・・・・	4
4. 保育の必要量に応じた利用時間の区分・・・・・・・・	5
5. 保育利用可能時間・・・・・・・・	6
6. 令和8年度クラス（保育年齢）早見表・・・・・・・・	6
7. 子どものための教育・保育給付認定申請・・・・・・・・	7
8. 子どものための教育・保育給付認定証の交付　・	7
9. 入園申込み・・・・・・・・	8
10. 利用調整・・・・・・・・	14
11. 利用調整結果通知・・・・・・・・	17
12. 認定こども園・・・・・・・・	19
13. 小規模保育事業所・・・・・・・・	19
14. 幼稚園・・・・・・・・	19
15. 保育料・給食費・・・・・・・・	20
16. 実費徴収に係る補足給付事業・・・・・・・・	20
17. 入園後の各種手続き・・・・・・・・	21
18. その他の保育サービス・・・・・・・・	22
19. 町内保育園等一覧・・・・・・・・	24
20. 町内保育園等地図・・・・・・・・	26
21. 町内保育園等紹介・・・・・・・・	27

申請書のダウンロードと、オンラインで可能な手続きについて

申請に関する様式は、保育・幼稚園系の窓口で配布するほか、町ホームページから印刷できます。

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
- 保育園等入園申込書兼児童台帳
- 就労証明書
- 子どものための教育・保育給付認定変更申請書
- 保育園等の転園申請書
- 保育園等の退園届
- 保育園等入園申込取下書
- 転入誓約書



オンラインから申請できるものは下記のとおりです。必ずしおりをご確認のうえ申請してください。

マイナンバーカード(電子証明書付き)が必要な手続き

- 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込
 - ・子どものための教育・保育給付認定申請と、保育園の入園申し込みを同時に行う場合（7～13ページ）
 - ・入園を希望する保育園等の追加・変更を行う場合（18ページ）
- 支給認定の申請（7ページ）
 - ・子どものための教育・保育給付認定申請のみ行う場合
 - ・子どものための教育・保育給付認定の変更を申請する場合
- 保育所等の転園申請（18ページ／21ページ）
※ 4月転園を希望する場合は、同時に現況届の提出が必要です。
- 保育園等入園申込取下申請（11ページ／18ページ）
- 保育施設等の利用に係る現況届（22ページ）
- 保育園退園申請（22ページ）



パソコン・スマートフォンの推奨環境の確認はこちらから

申請はこちらから



自治体を「東京都 瑞穂町」に設定し、必要な手続きを検索して申請してください。

マイナンバーカードがなくても可能な手続き

- 不足書類の提出
提出済みの保育園入園申し込みまたは現況届について、添付書類の不備などで書類を追加提出する必要がある場合は、こちらから送信できます。
- 育休復帰の就労証明書提出（17ページ）
育休取得中に入園申し込みをされた方が、入園後、職場復帰後に取得した就労証明書を提出するためのフォームです。
- 入園保留通知書の発行依頼（18ページ）
保育園等の入園申し込みをして利用不可（保留）となった方が、勤務先等に提出する保育園等入園保留通知書の発行を依頼するためのフォームです。



1. 入園手続きの流れ

このしおりでは、主に保育園等の入園手続きについて、くわしく説明します。

保育園等(※)の入園手続きの流れ

※ 保育園等…認可保育園、認定こども園の保育部分、地域型保育事業所（家庭的保育[保育ママ]、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

東京都認証保育所は、施設へ直接申し込んでください。

① 町に「子どものための教育・保育給付認定申請」及び「入園申込み」をします

- ・ 「子どものための教育・保育給付認定申請」について…3～7ページ
- ・ 「入園申込み」について…8～11ページ
- ・ 転出予定がある方、町外の保育園等への入園を希望する方…12～13ページ

② 町から「子どものための教育・保育給付認定証」が交付されます（2号認定・3号認定）

- ※ 認定証は原則、保育園の利用調整結果通知に同封します。
- ※ 要件を満たさず、認定不可となった場合は、保育園等の利用ができません。

③ 保護者の希望、保育園等の状況により、町が利用調整をします…14～16ページ

④ 利用調整の結果（可・不可）を保護者に通知します…17～18ページ

⑤ 利用可（入園内定）

入園が内定した保育園等で面談・健康診断等を行っていただきます。

入園後の手続きについて…21～22ページ

利用不可（入園保留）

入園申込みは年度内有効のため、再度申込みをしなくても令和9年3月入園までは毎月利用調整を行います。希望園に空きが生じた等で入園可となった場合はご連絡します。

…18ページ

⑥ 入 園

幼稚園等(※)の入園手続きの流れ

※ 幼稚園等…子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園の教育部分

① 幼稚園等に直接利用申し込みをします

② 幼稚園等から入園の内定を受け、園と直接契約をします

③ 幼稚園等を通じて、町に「子どものための教育・保育給付認定申請」をします

④ 幼稚園等を通じて、町から「子どものための教育・保育給付認定証」が交付されます（1号認定）

⑤ 入園

～ 幼稚園の新制度・旧制度って何？ ～

幼稚園の申し込みで、よく「新制度」「旧制度」という言葉を耳にするかもしれません。新制度とは、平成27年4月から開始した子ども・子育て支援新制度のことで、この制度に移行している園が「新制度の園」、移行していない園が「旧制度の園」と呼ばれることが多いです。

新制度の園を利用したい場合は、居住する市区町村で「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。新制度の園は、市区町村が一律で保育料を定めており、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、教育標準時間の保育料が0円となっています。

旧制度の園を利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はなく、保護者と園の間で契約し、園を通じて「子育てのための施設等利用給付認定」を町に申請し、認定を受けます。保育料は園が定める金額を支払いますが、補助制度があります。



2. 子どものための教育・保育給付認定

保育園等および幼稚園等を利用するには、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。保育の必要性の有無や事由に応じて子どものための教育・保育給付認定証が交付され、認定された区分により利用できる施設や時間、保育料が異なります。

教育・保育給付 認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号（教育）認定	満3歳以上	なし （教育のみ）	教育標準時間	新制度幼稚園、認定こども園の 教育部分（※1）
2号（保育）認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	認可保育園、認定こども園
3号（保育）認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	認可保育園、認定こども園、 地域型保育事業所（※2）

※1 「瑞穂のぞみこども園」、「如意輪幼稚園」へ1号（教育）認定での入園を希望する場合は、園へ直接申込みをしてください。「瑞穂のぞみこども園」、「如意輪幼稚園」へ2号・3号（保育）認定での入園を希望する場合は、子育て応援課保育・幼稚園係で教育・保育給付認定申請及び入園申込みをしてください。なお、町外の新制度に移行している幼稚園へ入園を希望する場合は、希望する幼稚園へ直接申込みをしてください。

※2 令和7年11月現在、町内には1園の小規模保育事業所（ゆめのもり保育園）があります。

【注意事項】

- 教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の利用を約束するものではありません。
- 教育・保育給付に係る認定事務が集中する時期は、審査に時間を要することから、教育・保育給付認定の審査結果通知が、申請後30日を超える場合があります。
- 教育・保育給付認定申請は、保護者の居住地の市区町村で行ってください。ただし、入園までに転入・転出の予定がある場合は、転入・転出予定先に直接申請してください。（12～13ページ参照）
- 3号認定のお子さまには、満3歳を迎える誕生月の前月末頃に新しい教育・保育給付認定証（2号認定）を送付します。（3号認定から2号認定へ変更になるため）
- 認定有効期間内であっても、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定は取消しとなります。
- 認定区分の変更が生じた場合は、すみやかに教育・保育給付認定変更申請を行ってください。

3. 保育を必要とする事由

保育園等は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気等のためお子さんを家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育をする施設です。

したがって、保育園等は幼児教育を目的とする幼稚園とは異なり、小学校入学準備としての「しつけ」や「集団生活に慣れさせるため」というようなことは、入園の事由にはなりません。

生後57日目（※瑞穂のぞみこども園は生後6か月以降、如意輪幼稚園は1歳児クラス）から小学校就学前までの児童で、保護者が次のいずれかに該当し、かつ、他の家族も児童の保育にあたれない場合に入園要件が満たされます。

保育を必要とする事由	入園要件	入園期間
就 労	週3日以上、1日4時間以上の就労の場合 （内職を含みます。）	就労している期間
出 産	出産のため自宅保育ができない場合	出産月とその前後2か月
疾 病	入院や通院が必要で自宅保育が困難と診断された場合	入院、通院期間
障 が い	心身に障がいがある場合	該当期間
介護・看護	週3日以上、1日4時間以上入院や通院等で付き添いを要する場合	介護・看護期間
災害復旧	災害等の復旧にあたっている場合	必要な期間
求職活動・内定	求職活動中である場合、就労が内定している場合	3か月以内
就 学	週3日以上、1日4時間以上の就学の場合 （通信添削等は含みません。）	就学している期間
そ の 他	上記と類する状態として町長が認める場合	保育を必要とする期間

【入園期間終了後も引き続き保育園等を利用したい場合】

- ・ 保育園等の入園承諾期間（教育・保育給付認定期間）終了後も引き続き保育園等の利用を希望する場合は、改めて教育・保育給付認定申請をしていただく必要があります。
- ・ 下記の期限までに、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と、保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書など。10ページ参照）をご提出ください。提出がない場合は、認定期間終了と同時に退園となります。
- ・ 申請期限：認定期間が終了する月の15日（土・日・祝日にあたる場合はその直前の開庁日）
ただし、3月のみ10日まで（土・日・祝日にあたる場合はその直前の開庁日）

例：認定期間が9月30日までの方は、9月15日までに申請しないと9月30日で退園
認定期間が3月31日までの方は、3月10日までに申請しないと3月31日で退園

4. 保育の必要量に応じた利用時間の区分

保育の必要量により、利用できる保育時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
 保育の必要量は、提出された就労証明書等により判断し認定します。

教育・保育給付 認定区分	保育必要量	保育を必要とする事由	利用できる時間
1号（教育）認定	教育標準時間		1日4時間を標準
2号・3号（保育） 認定	保育標準時間	就労（内定を含む）、出産、疾病、 障がい、介護・看護、就学、 その他	1日最長11時間 （フルタイム就労を想定 した保育時間）
	保育短時間	就労、育児休業中、出産、疾病、 障がい、介護・看護、就学、 求職活動、その他	1日最長8時間 （パートタイム就労を想 定した保育時間）

【注意事項】

- ・ 保育標準時間認定の方が育児休業に入られた場合は、保育短時間認定に変更となりますので必ず子育て
応援課保育・幼稚園係にご連絡ください。
- ・ 教育・保育給付認定区分と利用時間は、保護者の保育の必要量により決定します。
- ・ 教育・保育給付認定区分の変更により、利用可能時間が変更となる場合があります。
- ・ 保育標準時間認定を受けても、保育短時間認定を選択できます。（変更するには申請が必要です。）
- ・ 保育短時間に該当する方を、状況により保育標準時間として認める場合は以下の通りです。
 - ① 1日8時間未満の就労だが、勤務時間帯との関係から常態として利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ない場合
 - ② シフト制等の勤務体系の方で、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合
 - ③ 通勤時間等により、利用時間が保育短時間の開始時刻または終了時刻を常態として超える場合



5. 保育利用可能時間

保育園等の開園時間は、園により異なります。また、開園時間内での利用可能時間は、給付認定区分や教育・保育時間の区分により異なります。

町外の保育園等の開園時間は、各施設に直接お問い合わせください。

●保育標準時間：（南平保育園以外）7時30分から18時30分までの最長11時間

（南平保育園）7時から18時までの最長11時間

●保育短時間：（如意輪幼稚園以外）8時30分から16時30分までの最長8時間

（如意輪幼稚園）8時から16時までの最長8時間

●各区分における利用可能な時間帯（一例です。施設の開園時間により異なります）

	7:00	7:30	8:30	10:00	14:00	16:30	18:30	19:00
教育標準時間 (1号認定)		預かり保育		4時間 教育標準時間		預かり保育		
保育標準時間 (2号・3号認定)	時間外 保育	11時間 保育標準時間						時間外 保育
保育短時間 (2号・3号認定)	時間外保育	8時間 保育短時間				時間外保育		

【注意事項】

- ・ 預かり保育や時間外保育の利用は、有料となります。
- ・ 預かり保育や時間外保育の利用可能な時間及び年齢等、くわしくは保育園等にお問い合わせください。

6. 令和8年度クラス（保育年齢）早見表

保育園等のクラスは、令和8年4月1日時点の年齢で決まります。

クラス	生年月日	
0歳児	令和7年4月2日～ (2025年)	生後57日目から受入れます ※瑞穂のぞみこども園は生後6か月以降から ※如意輪幼稚園は1歳児クラスから
1歳児	令和6年4月2日～ (2024年)	令和7年4月1日 (2025年)
2歳児	令和5年4月2日～ (2023年)	令和6年4月1日 (2024年)
3歳児	令和4年4月2日～ (2022年)	令和5年4月1日 (2023年)
4歳児	令和3年4月2日～ (2021年)	令和4年4月1日 (2022年)
5歳児	令和2年4月2日～ (2020年)	令和3年4月1日 (2021年)

7. 子どものための教育・保育給付認定申請

申請は子育て応援課保育・幼稚園係で受け付けます。申請書は瑞穂町ホームページからも印刷できます。

新規に「教育・保育給付認定申請」をする方（新規に保育園の入園を申し込む方）

教育・保育給付認定申請と、保育園等の入園申込みは同時に行うことができます。（8～11ページ参照）

「子どものための教育・保育給付認定申請書」及び「令和8年度保育園等入園申込書兼児童台帳」に必要事項を記入し、保育を必要とする事由を証明する書類（10ページ参照）を添付して子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。

すでに教育・保育給付認定を受けており、変更申請をする方

保育を必要とする事由や保育必要量等を変更する場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び変更後の保育を必要とする事由を証明する書類（10ページ参照）を、変更したい月の前月15日まで（3月に限り10日まで／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。原則、申請の翌月1日から変更となります。

8. 子どものための教育・保育給付認定証の交付

教育・保育給付認定申請または認定変更申請の内容及び保育の必要性を審査し、認定された場合は「子どものための教育・保育給付認定証」を交付します。

- ※ 教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の利用を約束するものではありません。
- ※ 給付認定の申請と同時に保育園等の入園申し込みをされた方は、原則、給付認定証は保育園等の利用調整結果の通知と同時に交付します。
- ※ 3号認定のお子さまには、満3歳を迎える誕生月の前月末頃に新しい「子どものための教育・保育給付認定証（2号認定）」を送付します。（3号認定から2号認定へ自動的に変更になります）



9. 入園申込み

下記の事項を確認し、子育て応援課保育・幼稚園係へ申込みをしてください。

なお、申込書の提出後に勤務状況や家庭状況等が変わった方は、すみやかに子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。提出書類の記載内容と事実が異なる場合、申込みの無効または入園取消となる場合があります。

- 町外の保育園等へ入園を希望する場合
- 町民ではない方が瑞穂町の保育園等へ入園を希望する場合

12～13ページを
ご確認ください

受付期間

令和8年4月1日入園を希望する場合

1次申請	令和7年11月17日（月）～令和7年11月28日（金） ● 結果通知…2月上旬ごろ発送予定 ※ 求職活動中（内定なし）の方は、1次申請期間中に申請した場合も、2次申請の方と同時に利用調整を行います。
2次申請	令和7年12月1日（月）～令和8年2月13日（金） オンライン申請は、令和7年11月29日（土）～令和8年2月13日（金） ● 結果通知…3月上旬ごろ発送予定 ※ 1次申請の方の利用調整後、施設に空きがある場合に利用調整を行います。
3次申請	令和8年2月16日（月）～令和8年3月10日（火） オンライン申請は、令和8年2月14日（土）～令和8年3月10日（火） ● 結果通知…3月中旬ごろ発送予定 ※ 2次申請の方の利用調整後、施設に空きがある場合に利用調整を行います。

【注意事項】

- 保育を必要とする事由が求職活動（内定なし）で申し込む方は、1次申請受付期間中に申込書を提出した場合も、2次審査からの利用調整となります。ただし、申込書提出後に就労が内定した、または勤務を開始した場合は、就労証明書をご提出いただければ、ご提出いただいた時点から直近の利用調整に反映します。また、その他にも保育を必要とする事由等の変更により利用調整の対象となる場合がありますので、申込書提出後に状況が変わった方は、子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。
- 入園決定後に希望園を変更する場合は「転園申請書」を子育て応援課保育・幼稚園係へご提出ください。（18ページ／21ページ）

令和8年5月1日以降に入園を希望する場合 ※定員に空きがある場合にのみ利用調整を行います。

入園希望月	申込期限	入園希望月	申込期限
		令和8年10月1日入所	令和8年 9月15日（火）
令和8年5月1日入所	令和8年4月15日（水）	// 11月1日入所	令和8年10月15日（木）
// 6月1日入所	令和8年5月15日（金）	// 12月1日入所	令和8年11月13日（金）
// 7月1日入所	令和8年6月15日（月）	令和9年 1月1日入所	令和8年12月15日（火）
// 8月1日入所	令和8年7月15日（水）	// 2月1日入所	令和9年 1月15日（金）
// 9月1日入所	令和8年8月14日（金）	// 3月1日入所	令和9年 2月15日（月）

●結果通知…入園希望月の前月25日頃までに届くよう発送します

受付場所

●子育て応援課 保育・幼稚園係（瑞穂町役場1階）

受付時間：8時30分から17時まで

※ 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

※ 4月入園の1次申請期間中の木曜日（令和7年11月20日・27日）は20時まで受け付けます。

●オンライン申請（電子証明書付きのマイナンバーカードをお持ちの方）

※ あらかじめ、保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）をご用意ください。

（紙でも、PDFやエクセル等のデータいずれも可）

※ 申請にあたり、パソコン、スマートフォンの推奨環境は右記2次元コードからご確認ください。（マイナポータル内「動作環境」へ）

① マイナポータル「さがす」（検索）メニューにアクセス

② 自治体を「東京都 瑞穂町」に設定

③ キーワード「保育」で検索

④ 「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」の「詳しく見る」からログインし、申請

※ マイナポータルの仕様変更等により操作メニューの名称等が変わる場合があります。



動作環境確認



マイナポータル
「さがす」

【書類の添付について】

- ・ 保育を必要とする事由を証明する書類は、紙の場合は写真を撮り、データを添付してください。
- ・ 写真は、書類の全体が写っており、文字がしっかり見えていることを確認してください。
- ・ 写真で、不鮮明な箇所、切れている箇所、隠れている箇所等がある場合は、再提出が必要となる場合があります。

●郵送による申請（8～9ページの**受付期間内必着**）

宛先：190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係

- ・ 郵送に係る費用は申請者負担とします。
- ・ 郵便事故等による書類の破損や紛失に町は一切の責任を負いません。
- ・ 記入不備や提出書類の不足がある場合は来庁をお願いする場合があります。

必要書類等

★の様式は子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布しています。

また、町ホームページにも掲載していますのでご利用ください。（1 ページ参照）

① 子どものための教育・保育給付認定申請書★

すでに認定を受けている方は提出不要です。ただし、保育を必要とする事由が変更となる方は提出してください。

② 令和8年度保育園等入園申込書兼児童台帳★

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きを行う可能性がある方は、手続きに必要なため、事前にご自身で入園申込書のコピーをとってください。（オンライン申請の方は、申込内容を印刷、または申し込みを行った画面を印刷してください。）

詳しくはハローワークまたは勤務先にお問合せください。



育児休業給付金の支給対象
期間延長手続きについて
(厚生労働省 HP)

③ 保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要です）

保育を必要とする事由	必要書類
就 労	就労証明書★（申請日以前3か月以内に発行されたもの） ※証明日が雇用開始日前の場合、求職活動（内定）扱いになります。
出 産	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載されたページ）
疾 病	自宅保育が困難であると記載された診断書 （申請日以前6か月以内に発行されたもの）
障 が い	愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し
介護・看護	通院や介護・看護の状況がわかる書類等
災害復旧	申立書・り災証明書等
求職活動・内定	既に活動を行っている方は活動状況がわかる書類、内定者は就労証明書
就 学	在学証明書、授業のカリキュラム等
そ の 他	保育を必要とする事由が証明できる書類等

【就労証明書について】

- ・ 「就労証明書」は、就労先の方に記入していただく書類です。就労先に無断で作成や改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ・ 「就労実績」の欄に必ず直近3か月分の勤務実績を記入してもらってください。内定及び勤務開始直後の方は、勤務開始後3か月分の勤務予定を記入してもらってください。
- ・ 「就労証明書」は、記入者から受け取った際に、記入漏れがないか必ずご自身でご確認ください。
- ・ 勤務先等に連絡・訪問し状況を確認する場合があります。

④ マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書または住民税課税（非課税）証明書（父母ともに該当する方のみ必要です）

令和8年8月1日までに入園を希望する場合

令和7年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」または令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村で発行される「令和7年度住民税課税（非課税）証明書」を提出してください。（控除対象配偶者となっている方も、提出が必要です。）

令和8年9月1日以降に入園を希望する場合

令和8年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」または令和8年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和8年6月頃から発行される「令和8年度住民税課税（非課税）証明書」を提出してください。（控除対象配偶者となっている方も、提出が必要です。）

- ・ 「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」をご提出いただいた場合でも、マイナンバーによる情報取得の結果、利用者負担額等算定のための情報が不足している場合、住民税課税（非課税）証明書の提出が必要です。
- ・ 父母ともに市町村民税が非課税であり、同一世帯に祖父母等がいる場合は、その方の住民税課税（非課税）証明書も提出していただく場合があります。
- ・ 令和7年1月1日以降に外国から瑞穂町へ転入された方、外国での所得がある方などは、外国での所得や納税額が分かる書類を提出してください。

（例）令和7年1月1日時点でアメリカ合衆国に居住の方

→ 2024年分W-2（wage&tax 米国の給料と納税の証明書）等

令和8年1月1日時点でアメリカ合衆国に居住の方

→ 2025年分W-2（wage&tax 米国の給料と納税の証明書）等

- ・ 上記書類の提出が必要な条件に該当するにも関わらず、提出がない場合は、副食費の免除や延長保育量の免除等の対象外とします。

注意事項

- ・ 全ての提出書類において、消えるボールペンは使用しないでください。
- ・ 記入内容に不備がある場合や書類が不足している場合は、受付できません。
- ・ 提出書類は一切お返しできません。
- ・ 提出書類に事実と異なる記載があった場合、申込みの無効または入園取消しとなることがあります。
- ・ 入園の必要がなくなった場合は、すみやかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。

町外の保育園等へ入園を希望する場合

市区町村によって、入園するための要件、必要書類、申込期限等が異なるので、町外の保育園等を希望する場合は、必ず事前に入所希望施設が所在する市区町村にお問い合わせください。

町外への転出予定がない方

必要書類：10～11ページに掲載している必要書類に加え、入所希望先の市区町村が定める必要書類

提出先：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係

提出期限：入所希望先の市区町村にお問い合わせください。提出された書類をもとに瑞穂町から入所希望先の市区町村へ協議を行いますので、入所希望先の市区町村が定める提出期限の1週間前までには必ずご提出ください。

結果通知：瑞穂町から保護者へ通知します。

町外への転出予定がある方（入園希望月の前月末までに転出予定の方）

転出予定先が、入所希望施設が所在する市区町村の場合

必要書類：入所希望先（転出予定地）の市区町村が定める必要書類

提出先：入所希望先（転出予定地）の市区町村へ直接提出してください。

提出期限：入所希望先（転出予定地）の市区町村が定める提出期限

結果通知：入所希望先（転出予定地）の市区町村から保護者へ通知します。

転出予定先が、入所希望施設が所在する市区町村ではない場合

※原則、下記のとおりですが、必ず事前に転出予定先の市区町村にご確認ください。

必要書類：転出予定先の市区町村が定める必要書類および入所希望先の市区町村が定める必要書類

提出先：転出予定先の市区町村

提出期限：入所希望先の市区町村が定める提出期限のおおむね1週間前まで

（転出予定先の市区町村から入所希望先の市区町村へ郵送で協議を行うため、余裕をもって提出してください。）

結果通知：転出予定先の市区町村から保護者へ通知します。

【注意事項】

- ・ 入園希望月以降に転出予定の方は、上記の「町外への転出予定がない方」のとおり提出してください。
- ・ お子さまが瑞穂町の保育園等に在園している場合は、転出の際に必ず子育て応援課保育・幼稚園係へ「保育園等の退園届」を提出してください。

町民ではない方が瑞穂町の保育園等へ入園を希望する場合

瑞穂町への転入予定がない方

必要書類：10～11ページに掲載している必要書類（瑞穂町の様式、お住まいの市区町村の様式いずれも可）

提出先：お住まいの市区町村

提出期限：瑞穂町が定める申込期限（8～9ページ参照）の、おおむね1週間前まで

（お住まいの市区町村から瑞穂町へ入園協議をしていただくため、期限に余裕を持って提出してください。）

結果通知：お住まいの市区町村から保護者へ通知します。

【注意事項】

- 令和8年4月1日入園を申し込む場合、令和8年度0～2歳児クラスで保護者が瑞穂町在勤（内定を含む）の方は、2次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和8年4月1日入園を申し込む場合、令和8年度3～5歳児クラスは、保護者の瑞穂町での在勤の有無に関わらず、2次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和8年4月1日入園を申し込む場合、令和8年度0～2歳児クラスで保護者が瑞穂町在勤（内定を含む）ではない方は、3次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和8年5月1日以降の入園を申し込む場合、町民の選考終了後、定員に空きがある場合のみ利用調整を行います。
- 令和8年度0歳児～1歳児クラスで、保護者が瑞穂町在勤ではない場合、入園期間は最長で令和9年3月末までです。令和9年度（令和9年4月以降）の継続利用はできません。令和9年度も利用を希望する方は、改めて入園申し込みをしていただく必要がありますが、瑞穂町在勤ではなく瑞穂町への転入予定がない方は3次審査から利用調整を行うため（町民優先）、申し込み状況により入園できない可能性があります。

瑞穂町へ転入予定がある方（入園希望月の前月末までに転入予定の方）

必要書類：●10～11ページに掲載している必要書類（瑞穂町の様式）

●転入誓約書（子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布しています。また、町ホームページに掲載しています。）

●不動産の売買契約書または賃貸契約書の写し

提出先：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係へ直接提出してください。

提出期限：瑞穂町が定める申込期限（8～9ページ参照）

結果通知：瑞穂町から保護者へ通知します。

【注意事項】

- 入園月の前月末までに転入（住民票の異動）をしなかった場合は、入園を取り消します。
- 入園月以降に転入予定の方は、前記の「瑞穂町への転入予定がない方」のとおり提出してください。

10. 利用調整

申込み締切後、申込書類を基に保育の必要性を「保育園等利用調整基準表」及び「調整指数表」に基づき指数化します。定員に空きがある保育園等について利用調整を行い、指数の高い方から順に希望する保育園等への入園決定をします。指数が同じ場合は「優先順位」（16ページ）により決定します。

●保育園等利用調整基準表

項目	保護者の状況(同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない場合)			指数	
	類 型	細 目			
1	就 労	週 5 日(月 20 日以上)	1 日 8 時間以上の就労を常態	20	
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	18	
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	16	
		週 4 日(月 16 日以上)	1 日 8 時間以上の就労を常態	18	
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	16	
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	14	
		週 3 日(月 12 日以上)	1 日 8 時間以上の就労を常態	16	
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	14	
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を実態	12	
		その他	上記に類する状態にあり、明らかに保育が必要と認められる場合		12
2	出 産	出産予定月とその前後 2 か月の通算 5 か月以内		18	
3	疾 病 障 が い	入 院	入院が 1 か月以上にわたると見込まれる場合		20
		自 宅 療 養	常時病臥・精神疾患・感染症疾患		20
			週 3 日以上通院を常態		16
			週 1 日～2 日以上通院を常態		14
			上記以外の自宅療養で保育が必要と認められる場合		12
		障 が い	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級		20
			身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 3 度、精神障害者保健福祉手帳 3 級		18
			身体障害者手帳 4 級、愛の手帳 4 度		16
4	介 護 看 護	常時介護及び看護を必要とする場合又は週 5 日以上入院や通院等で付添いが必要と認められる場合		20	
		一部介護及び看護を必要とする場合又は週 3 日以上入院や通院等で付添いが必要と認められる場合		12	
		上記以外で、介護・看護により保育に当たれないと認められる場合		10	
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のために保育に当たれない場合		20	
6	求職活動	就労内定	1 か月 160 時間以上の就労を常態	16	
			1 か月 120 時間から 159 時間までの就労を常態	14	
			1 か月 80 時間から 119 時間までの就労を常態	12	
			1 か月 48 時間から 79 時間までの就労を常態	10	
			その他	8	

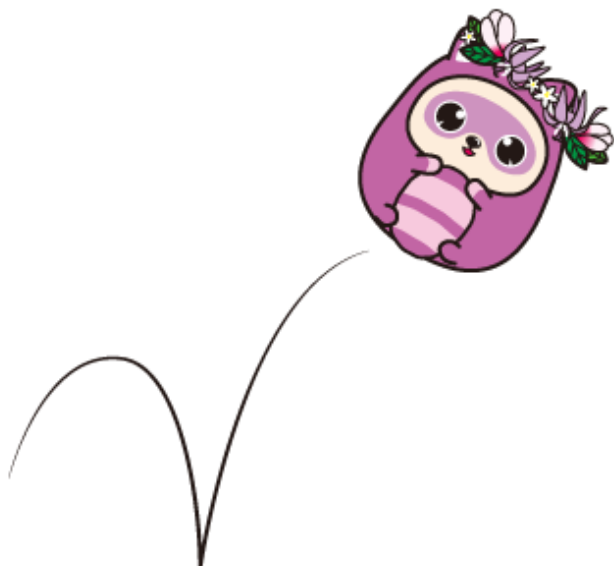
6	求職活動	就労未定	求職活動の実態を証明できる場合	8
			証明書類がない場合	6
7	就学		学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に在籍し、日中の外出を常態とする場合	16
			学校教育法に定める学校等の通信教育課程で、実習等のある場合	14
			上記に掲げるほか、通学等の態様から明らかに保育に当たれないと認められる場合	12
8	その他	不存在	保護者の死亡・離別・行方不明・拘禁等	20
		その他	前各号に掲げるもの以外で、児童の安全のために適切な保育が必要であると町長が特別に認める場合	協議の上決定

●調整指数表

項目	事 由	条 件	調整指数
1	生活保護	生活保護受給世帯の場合	4
2	ひとり親家庭等	ひとり親家庭又はこれに準ずる世帯の場合	4
3	就労	保育施設又はこれに準ずる施設で、乳幼児を保育し、又は教育する業務に従事している場合	1
		就労実績がない場合	-2
		親族が経営している事業所等に勤務しており、配偶者控除又は扶養控除の対象となっている場合	-2
4	祖父母	65歳未満の同一世帯の祖父母によって家庭において養護が可能で、児童の保育を必要としない場合	-1
5	兄弟姉妹等	双子以上の多胎児が同一の保育園等に入所を希望する場合	2
		兄弟姉妹と同一の保育園等に入所を希望する場合	2
6	認証保育所等在園	認証保育所等に申込み児童を預けており、保育を必要とする事由に該当する場合	2
7	小規模保育施設等	小規模保育事業所等を卒園し、別の保育園等に入園する場合	10
8	利用者負担額滞納	過去 3 月分以上の利用者負担額の滞納(卒園児を含む。)がある場合	-10
9	町外在住	転入予定がない場合	-4

●優先順位

選考段階	事 由
1	町内在住者(転入予定者を含む。)
2	下記の項目に該当する場合 (1) ひとり親家庭等 (2) 生活保護世帯 (3) 虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある場合等社会的養護が必要な場合 (4) 父又は母が育児休業明けである場合 (5) 兄弟姉妹と同一の保育園等に入所を希望する場合 (6) 小規模保育事業所等の卒園児童
3	保護者の選考指数の和の高い者
4	申込み児童の保護者が保育従事者である場合
5	入園を希望する年度の前年度の住民税所得割額(父及び母の合算額をいう。)の低い世帯



1 1. 利用調整結果通知

入園の可否については封書にて通知します。(通知時期：8～9ページ参照)

利用可（入園内定）となった方

各保育園等で面談・健康診断等を行います。

面談時に、申込書の記載内容と異なる事実が発覚した場合、入園取消となることがあります。

●慣らし保育

入園後、集団生活に慣れるまでの間は通常保育が困難なため、短時間の慣らし保育を行います。期間や時間は児童の年齢等により異なりますので、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

●時間外保育（延長保育）

保育時間の区分（保育標準時間または保育短時間）により、時間外保育となる時間帯異なります。利用可能な時間及び年齢等、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯には減免制度があります。

●勤務時間や職場が変わる方

勤務時間や日数、職場等勤務条件が変更になった場合、就労証明書(勤務条件変更後に記入されたもの)を提出してください。

●求職活動で入園する方

保育の利用期間（入園承諾期間）は3か月間です。利用期間終了後も継続して利用を希望する場合は、入園月の翌々月の15日まで（3月に限り、10日まで／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に就労証明書を提出し、その翌月の末日までに勤務を開始してください。

提出が無い場合は、入園月の翌々月の末日をもって退園となります。

例：求職活動で6月1日入園→8月15日までに就労証明書（すでに勤務を開始しているか、9月中に勤務を開始することが雇用開始日等で確認できるもの）を提出しないと、8月31日で退園

●求職活動（就労内定）で入園する方

保育の利用期間（入園承諾期間）は3か月間です。入園申込み時に提出した就労証明書の内容どおりに勤務を開始した場合、すみやかに就労証明書(勤務開始後に記入されたもの)を提出してください。

提出が無い場合は、入園月の翌々月の末日をもって退園となります。

●育児休業中（復帰予定）に入園申し込みをした方

原則、入園月の翌月1日までに復帰してください。復帰した月の月末までに就労証明書(復帰後に発行され、復職年月日が明記されているもの)を提出してください。

提出が無い場合は、入園月の翌月末をもって退園となります。オンライン提出可 →



例：育休中に入園を申し込み、4月1日に入園→原則5月1日までに職場復帰し、5月31日までに、復帰後に発行された就労証明書を提出しないと、5月31日で退園

●出産で入園される方

保育の利用期間（入園承諾機関）は出産予定月とその前後2か月です。利用期間終了後も継続して利用を希望する場合でも、一度退園となるため、改めて認定申請が必要です。

なお、保育が必要な事由を出産から求職活動に変更して継続利用することはできません。その場合は求職活動の指数で改めて利用調整を行うため、調整の結果、継続利用できない場合があります。

●他の園への転園を希望する方

- 入園後に、他の園への転園を希望する場合は「保育園等の転園申請書」を提出してください。
- 「保育園等の転園申請書」は、子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布します。
また、町ホームページにも掲載しています。
- 電子証明書付きのマイナンバーカードをお持ちの方はオンラインでも申請できます。
（オンライン申請の場合は、必要事項を直接入力するため、転園申請書の用紙不要）
- 受付期間・受付場所は入園申込みと同じ（8～9ページ参照）です。
- 転園が決定すると、入園している保育園等には別の児童が入園します。**転園を辞退し、元の保育園等を利用することはできません**ので、十分ご検討の上お申し込みください。転園申請書提出後に転園する必要がなくなった場合は、すみやかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。



●入園を辞退する方

入園決定を辞退する場合は、すみやかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。再度入園を希望する場合は、改めて入園申込みが必要となります。

なお、入園決定を辞退した場合は、「保育園入園保留通知書」は発行できません。

利用不可（入園保留）となった方

- 定員に空きがない等の理由で入園できなかった方は入園保留となります。
- 申込書類は**令和8年度内有効**となります。入園希望月の翌月以降も、**令和9年3月入園まで**は利用調整を行いますので、再度申込みをする必要はありません。（令和9年4月以降の入園は別途申し込みが必要です。）
- 年度途中に在籍児の退園等で定員に空きが生じた場合は、提出されている申込書類をもとに利用調整を行い、指数の高い方から順に入園決定をしますが、申込み状況により、令和8年度末までに入園できない場合もあります。
- 利用調整結果（利用可・不可）の通知は、申込みをした最初の入園希望月のみ通知します。翌月以降は利用可となった場合のみ通知します。勤務先等に提出する「保育園等入園保留通知書」が必要な方は、保育・幼稚園係の窓口またはオンラインで発行を依頼してください。（1ページ参照）
- 希望する保育園等を追加・変更したい場合は、提出済みの「入園申込書兼児童台帳」に追記してください。オンラインで申請している方が希望園を追加・変更する場合は、窓口で追記していただくか、改めてオンライン上で入園申し込みをしてください。（その場合は子どものための教育・保育給付認定申請は省略できます。）
- 保育を必要とする事由等を変更する場合は、すみやかに必要書類等を提出してください。
- 希望園の追加・変更、保育を必要とする事由等の変更とともに、申請後、直近の利用調整から変更内容を反映します。（8～9ページの申請受付期間参照）

1 2. 認定こども園

認定こども園は幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持つ、都道府県から認定を受けた施設です。

町内・町外問わず申込方法や保育料は同様ですが、保育園部分と幼稚園部分とでは申込方法や保育料等が異なりますのでご注意ください。

令和8年4月時点で、町内には2園の認定こども園があります。（瑞穂のぞみこども園、如意輪幼稚園※）

※ 如意輪幼稚園は、令和8年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行予定です

- 保育園部分への入園をご希望の場合

2号・3号（保育）認定申請及び保育園等入園申込みを町に行ってください。（7～11ページ参照）

- 幼稚園部分への入園をご希望の場合

1号（教育）認定申請が必要です。

園と直接入園契約を行い、「子どものための教育・保育給付認定申請書」を園へご提出ください。

（「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、園を通じて子育て応援課保育・幼稚園係に提出していただくことになります。）

- 幼稚園補助金（※1号《教育》認定の方のみ）

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（都制度）の対象となります。

1 3. 小規模保育事業所

小規模保育事業所は、定員が6人以上19人以下の家庭に近い雰囲気できめ細やかな保育を行う施設です。基準職員は全員が保育士資格を所有しており、職員の配置基準や、児童1人に対する保育室等の面積も認可保育園と同様で、市町村から認可を受けた保育所です。利用調整は認可保育園と同様に町が行います。

令和7年11月現在、町内には1園の小規模保育事業所（ゆめのもり保育園）があり、0歳児から2歳児までの保育を行っています。同園卒園後に認可保育園または認定こども園への入園を希望する場合は、新年度4月入園の申込み時期に「保育園等の転園申請書」を子育て応援課保育・幼稚園係へ提出していただき、利用調整を行います。ご希望の保育園等に転園できるよう考慮しますが、入園希望者が集中する保育園等もありますので、ご希望に添えない場合があります。

1 4. 幼稚園

幼稚園は、学校教育法に基づき、3歳から小学校入学前の幼児を教育する施設です。「幼稚園教育要領」に沿って、各幼稚園が特色ある教育を行っています。

令和8年4月時点で、町内には2園の幼稚園（瑞穂のぞみこども園の幼稚園部分、如意輪幼稚園の幼稚園部分）があります。2園とも認定こども園であるため、「1 2. 認定こども園」のとおりです。

町外の幼稚園の利用を希望する場合は以下のとおりです。

- 子ども・子育て支援新制度の幼稚園へ入園をご希望の場合

1号（教育）認定申請が必要です。園と直接入園契約を行い、「子どものための教育・保育給付認定申請書」を園へご提出ください。（「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、園を通じて子育て応援課保育・幼稚園係に提出していただくことになります。）

- 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園へ入園をご希望の場合

園と直接入園契約を行い、園を通じて「子育てのための施設等利用給付認定」を申請してください。

- 幼稚園補助金

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（都制度）の対象となります。

15. 保育料・給食費

保育所等利用世帯負担軽減事業

東京都では、子供を持ちたいと願う方々が、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進することを目的に、令和7年9月1日から保育料を無償化しています。

子どものための教育・保育給付認定を受けている方は全て保育料無償化の対象となるため、特に手続きは必要ありません。

※ 延長保育料、行事費、通園送迎費等は引き続き保護者の負担となります。

● 給食費について

3歳児から5歳児の給食費は引き続き保護者負担となります。

ただし、市町村民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子（保育所等に通っている子どものうち最年長者から数えて3番目）以降の子どもは、副食費（おかず代）が免除されます。

- ・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等は控除を受けていないものとして算定します。
- ・住民税未申告の方は免除の対象になりません。

16. 実費徴収に係る補足給付事業

保育園等を利用するにあたって購入が必要な教材や体操着等について、町が費用を一部負担する事業です。対象となる方には、後日申請書等を送付します。

対 象 者	<u>次の①及び②の要件をどちらも満たし、③～⑤のいずれかに該当する方</u> ①瑞穂町内に在住の方 ②保育園等、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用している方 ③生活保護世帯の方 ④市町村民税非課税世帯であって、ひとり親等の世帯の方 ⑤中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方
対象経費	教材や体操着等の購入費、行事参加費（子どもの費用に限る）、通園バス代等に要する費用
金 額	月額 2,700 円 ※実際にかかった金額と比べて少ない額を交付します。 ※令和8年4月から 2,800 円とする予定です。
交付時期	毎年4月分から8月分まで及び9月分から翌年3月分までの2期に分けて交付します。
そ の 他	<u>領収書等は申請時に必要となりますので、大切に保管してください。</u>

17. 入園後の各種手続き

保護者及び入園児童の氏名や住所、保育を必要とする事由等に変更があった場合は、すみやかに必要書類を提出してください。変更の内容により、入園期間や保育の利用時間等が変更となる場合があります。

●勤務先の変更

勤務先が変更となった場合は、すみやかに次の書類を提出してください。

原則、提出された日の翌月1日から変更内容が適用されます。

必要書類：・就労証明書

・子どものための教育・保育給付認定変更申請書（※保育利用時間を変更したい場合）

●住所・氏名・世帯状況等の変更

住所や、保護者および入園児童の氏名、世帯構成等に変更があった場合は、すみやかに次の書類を提出してください。原則、提出された日の翌月1日から変更内容が適用されます。

必要書類：子どものための教育・保育給付認定変更申請書

●「保育を必要とする事由」の変更

必要書類：・子どものための教育・保育給付認定変更申請書

・変更後の保育を必要とする事由を証明する書類（10ページ参照）

提出期限：変更したい月の前月15日まで（3月に限り10日まで／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）

原則、提出された日の翌月1日から変更内容が適用されます。

※ 保育を必要とする事由が「求職活動」「就学」の方は、引き続き保育園等の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定の有効期間が終了する月の15日まで（3月に限り10日まで／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に改めて認定申請をしてください。継続入園の利用調整を行い、利用の可・不可を決定します。なお、締切日までに提出がない場合は、その月の月末をもって退園となります。

※ 保育を必要とする事由が「妊娠」の方は、入園承諾期間が終了すると一度退園となるため、改めて給付認定申請が必要です。

●住民税課税額の変更

修正申告等により市町村民税課税額が変更となった場合は、副食費の免除の有無等が変更となる可能性がありますので、必ず子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。

●保育園等の転園

保育園等の転園を希望する方は、転園したい月の前月15日まで（土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで／4月転園は集中受付期間を設けるため、転園希望年度のしおりを参照してください）に「保育園等の転園申請書」を提出してください。（各月の申し込み期限は8～9ページ参照、オンライン申請可）

町外の保育園等へ転園を希望する場合は、希望先の市区町村によって締切日が異なりますので、必ず事前に希望先の市区町村へお問い合わせください。また、町外への転出に伴い転園を希望する方は、12ページを参照してください。

転園が決定すると、今いる園には別の児童が入園するため、転園を辞退し、元の保育園を利用することはできません。十分ご検討の上お申し込みください。

●保育園等の退園

保育園等を退園する場合は、すみやかに「保育園等の退園届」を提出してください。月末までに退園届の提出がない場合、翌月も在籍扱いとなります。（オンライン申請可）

●町外への転出

町外へ転出する場合は、「保育園等の退園届」を提出してください。なお、転出後も継続して現在の保育園等の利用を希望する場合も退園届の提出が必要となります（瑞穂町民としては退園するという意味が必要です）。（オンライン申請可）

※ 令和8年度0～1歳児クラスの児童で、保護者の勤務地が瑞穂町にない場合は、転出後瑞穂町の園を継続利用できるのは令和9年3月末までです。令和9年度の利用を希望する場合は、改めて入園申込みが必要ですが、瑞穂町に転入予定がなく保護者が瑞穂町在勤でない場合は、3次審査（選考は町民優先）からの利用調整となり、申し込み状況により入園できない場合があります。（13ページ参照）

●翌年度の入園継続申込（現況届）

翌年度も継続して保育園等への入園を希望する場合は、「子どものための教育・保育給付認定現況届」の提出が必要となります。10月頃に保育園等を通じて配布（町内の保育園等入園者のみ。町外の保育園等に入園している方には郵送）しますので、必ず期限までに必要書類を添付して提出してください。

なお、現況届の提出がない場合や、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、3月末をもって退園となります。



18. その他の保育サービス

詳細は、子育て応援課保育・幼稚園係へお問い合わせください。

●一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、緊急または一時的に保育園等で児童をお預かりする制度です。

●こども誰でも通園制度（令和8年度新規事業）

こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること」を目的に、保護者の就労等の要件に関わらず、月一定時間の利用可能枠の中で保育園等を利用できる制度です。利用するには、お住まいの市区町村で利用認定を受ける必要があります。

- 対象となるこども：保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満
- 利用認定申請の受付：令和8年2月27日開始予定
- 施設利用予約の受付：令和8年3月19日開始予定（初回利用時は施設で面談が必要です。）

●認証保育所

大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証している保育所です。

【注意事項】

- ・ 瑞穂町には認証保育所がないため、入所を希望される場合は、近隣の市町村の施設に直接お問い合わせください。
- ・ 基本保育時間及び保育料は、施設により異なります。

●認証保育所利用者補助事業

保育園等（認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所）に入園していると仮定し算出した保育料と、認証保育所に支払っている保育料（基本料）との差額等（上限あり）を補助します。補助金申請書類に基づき、勤務状況や市町村民税課税状況の確認、納税調査等の審査を経て、交付要件を満たしている場合は交付します。

補助金申請書類は、認証保育所利用者へ郵送します。

●瑞穂町病児・病後児保育利用料補助金

お子さまが病気等で保育園や学校等に登園、登校させることが困難で、保護者が仕事などの理由で看護ができないときに、町が指定する事業者が提供するベビーシッター等による訪問型病児・病後児保育サービスまたは他市の診療所や保育所で実施されている施設型病児・病後児保育サービスを利用した際の費用の一部を補助する制度です。

●乳幼児ショートステイ

保護者の仕事、病気、出産、事故、冠婚葬祭、病気看護、出張、育児不安、心身のリフレッシュなどの理由で一時的に子どもの養育が困難になった場合に、町が委託する施設（東京恵明学園）で短期間お子さまをお預かりします。

●ファミリー・サポート・センター

育児のお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、お手伝いを行いたい方（提供会員）が会員となり、育児を助け合う会員組織です。

仕事、病気、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ、その他の理由により育児のお手伝いが必要なときにご利用できます。

乳幼児ショートステイ及びファミリーサポートセンターについては、瑞穂町子ども家庭支援センター

「ひばり」までお問合せください。

電話 042-568-0051（直通）

19. 町内保育園等一覧

●認可保育園（令和7年11月1日現在 ※むさしの保育園は、令和8年4月1日から予定している内容です）

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定 員						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
1	石畑保育園	石畑 1837 (042-557-2780)	9	11	18	22	24	26	110
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
2	むさしの保育園	むさし野 1-5 (042-554-1284)	6	14	14	14	14	14	76
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 朝 7:00~7:30 夕 18:30~19:00 短時間 保育園へご相談ください 障がい児保育 ○								
3	東松原保育園	箱根ヶ崎東松原 16-8 (042-557-0140)	6	10	12	16	20	26	90
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
4	狭山保育園	駒形富士山 420-1 (042-557-2876)	8	13	14	15	15	15	80
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
5	長岡保育園	長岡 4-11-14 (042-556-0916)	6	9	10	12	12	12	61
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
6	みずほひじり 保育園	箱根ヶ崎 2515-1 (042-556-2652)	6	12	18	18	18	18	90
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
7	とのがや保育園	殿ヶ谷 892-4 (042-557-7601)	6	6	10	12	12	14	60
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
8	ぴよぴよ保育園	箱根ヶ崎 363-1 (042-556-3428)	6	6	6	6	6	6	36
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 朝 7:00~7:30 夕 18:30~20:00 短時間 朝 7:00~8:30 夕 16:30~20:00 障がい児保育 ×								

地図 番号	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	定 員						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
9	南平保育園	南平 2-3-4 (042-557-3875)	6	6	6	9	9	9	45
	◎開園時間◎ 保育標準 7:00~18:00 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 保育標準 18:00~20:00 短時間 朝 7:00~8:30 夕 16:30~18:00 障がい児保育 ○								

●認定こども園（令和7年11月1日現在 ※如意輪幼稚園は、令和8年4月1日から予定している内容です）

地図 番号	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	区分	定 員								
				0 歳	1 歳	2 歳	満3歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計	合計
10	瑞穂のぞみ こども園	箱根ヶ崎 2492 (042-557-0382)	2号・3号 (保育)認定	3	6	10	－	10	10	10	49	74
			1号 (教育)認定	－	－	－	5	6	7	7	25	
	◎開園時間◎ 保育標準 7：30～18：30 短時間 8：30～16：30 教育標準 8：30～14：00 ＊延長保育＊ 保育標準 ー 短時間 朝 7：30～8：30 夕 16：30～18：30 教育標準 朝 7：30～8：30 夕 14：00～18：30 障がい児保育 ○											
11	如意輪 幼稚園	箱根ヶ崎 137 (042-557-4183)	2号・3号 (保育)認定	－	5	10	－	12	12	12	51	170
			1号 (教育)認定	－	－	－	20	33	33	33	119	
	◎開園時間◎ 保育標準 7：30～18：30 短時間 8：00～16：00 教育標準 9：00～14：00 ＊延長保育＊ 保育標準 18：30～19：00 短時間 朝 7：30～8：00 夕 16：00～19：00 教育標準 朝 7：30～8：30 夕 14：00～19：00 障がい児保育 応相談											

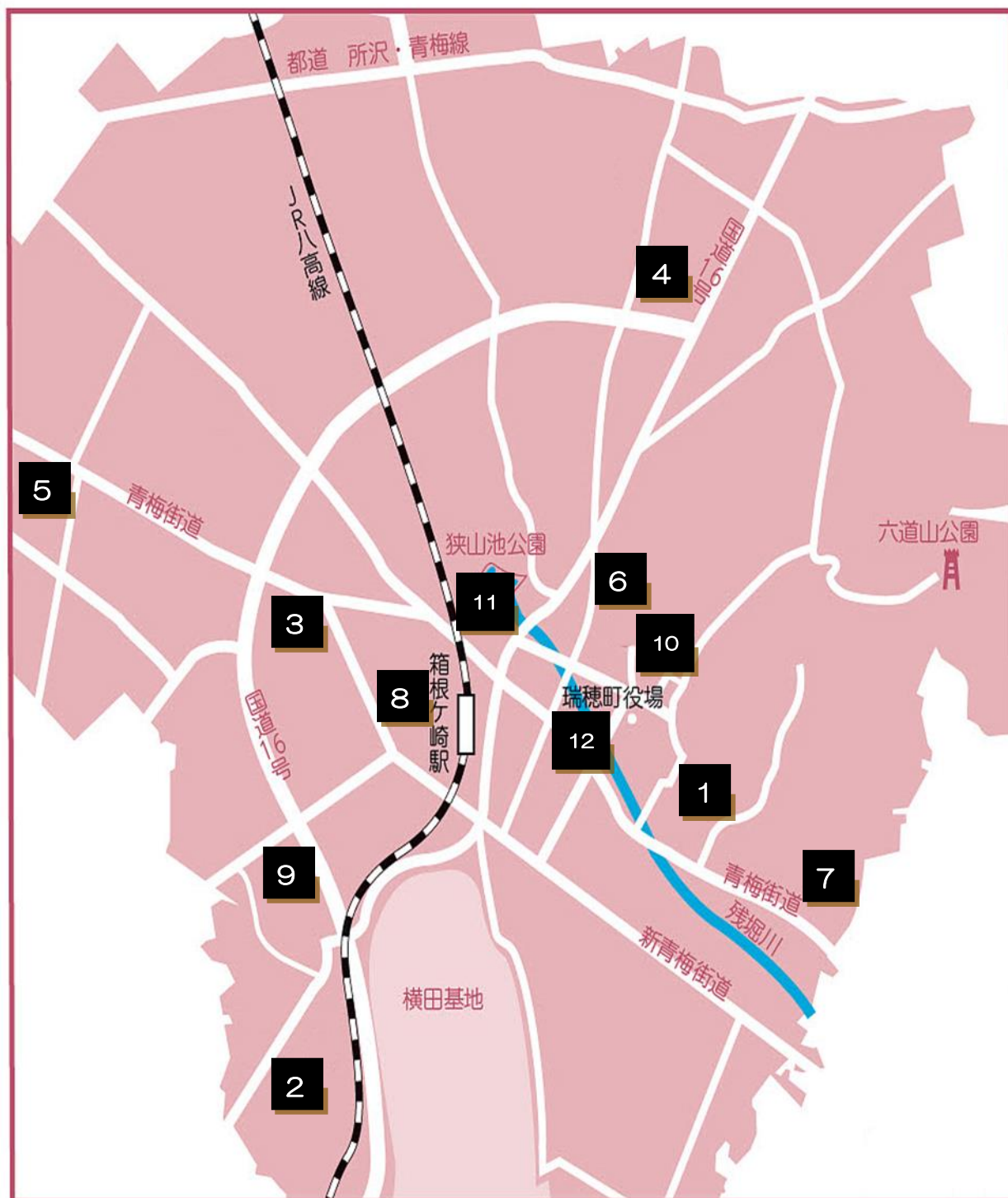
●小規模保育事業所（令和7年11月1日現在）

地図 番号	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	定 員						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
12	ゆめのもり保育園	箱根ヶ崎 2391-1 (042-556-8333)	6	6	7	—	—	—	19
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:30 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:30 障がい児保育 ○								

【注意事項】

- ・0歳児は、産休明け（生後57日目）から入園できます。（瑞穂のぞみこども園、如意輪幼稚園を除く）
- ・瑞穂のぞみこども園は、生後6か月以降から入園できます。
- ・如意輪幼稚園は1歳児クラス（入園する年度の4月1日時点で満1歳以上）から入園できます。
- ・各園で延長保育を実施しています。利用可能な時間や年齢等詳細は保育園等にお問い合わせください。
- ・各園とも事前に連絡をしていただければ、見学できます。
- ・各年齢の受け入れ人数は、変更となる場合があります。

20. 町内保育園等地図



1	石畑保育園	7	とのがや保育園
2	むさしの保育園	8	ぴよぴよ保育園
3	東松原保育園	9	南平保育園
4	狭山保育園	10	瑞穂のぞみこども園
5	長岡保育園	11	如意輪幼稚園
6	みずほひじり保育園	12	ゆめのもり保育園

21. 町内保育園等紹介

社会福祉法人 武蔵村山育成会 石畑保育園（町立）

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字石畑1837

T E L：042-557-2780

駐車場：なし（*児童館駐車場・御嶽神社をお借りしています）

H P：http://www.ans.co.jp/n/ishihata/



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間）30分毎 500円 月 極 3,000円 （短時間） 30分毎 500円 月 極 なし ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	【保育理念】「子ども、保護者にとってのオアシスであいたい。」 *石畑保育園は子ども・保護者・地域の方々・職員にとって・・・ ①いきる喜びと ②しあわせを ③はぐくむ ④たのしい保育園を目指します。 ①子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を考慮し保育します。 ②一人一人の子どもに愛情をそそぎ、自己肯定感を持てる子どもに育てます。 ③ゆたかな自然とのふれあいの中で、丈夫な心と身体を育てます。 ④子どもたちが安心して過ごせるよう、安全管理に努めます。 ⑤保護者一人一人の気持ちに寄り添い、共に歩み共に成長し合います。 ⑥地域の人と心を通わせ、笑顔の輪を広げます。 ⑦職員一人一人の専門性と人間性を高め、チームワークを大切にしながら保育します。		

社会福祉法人 高峰福祉会 むさしの保育園（町立）

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町むさし野1-5

T E L：042-554-1284

駐車場：なし（送迎のみ武蔵野コミュニティセンターをお借りしています）

H P：http://www.coho.jp/nursery-musashino/



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）7:00~ 7:30 （標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:00~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間・短時間） 30分毎 500円 月 極 3,000円（朝または夕どちらか） 4,500円（朝・夕どちらも） ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	「じょうぶな体作り」を基本方針として、広い園庭、隣接の武蔵野コミュニティグラウンドを有効に活用し、子どもたちがのびのびと思いきり体を動かして遊べる環境を提供しています。 0歳児からの音育を保育に取り入れ、子どもたちの情操を育てています。また、3歳児以上には外部講師による体育指導も実施してケガのしにくい体を育成しながら、体を動かすことの楽しさが味わえる保育を積極的に行っています。 - 子どもたちが育てた野菜を使い、調理保育等の食育にも力を入れています。 - 給食やおやつは添加物のないものを使用し、手作りで食べる意欲が湧くように工夫しています。食物アレルギーのあるお子さんには代替食を提供しています。 - 恵まれた環境を大切にしながら、四季の移り変わりが体感できるような保育を取り入れています。		

社会福祉法人 ひじり会 東松原保育園

施設類型：認可保育所

所 在 地：瑞穂町箱根ヶ崎東松原16番地8

T E L：042-557-0140

駐 車 場：5台 ※送迎時のみ利用可

H P：https://hijirikai.or.jp/matubara/



開 園 時 間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間） 18:30~19:00 500円 月極 3,000円 （短時間） 30分毎 500円 月極 なし ※延長保育利用者は満1歳以上
休 園 日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特 別 事 業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	【保育目標】 ★心身共に丈夫な子 ★自分でよく考え、行動できる子 ★思いやりのある子 を目標に、地域に根差した保育園を目指しています。 【保育の特徴】 ★「歩育」の活動では季節の変化や自然の音、色、香りを感じ五感を養う体験を大切にしています ★専門講師による体育指導を行い専門的視点から発達段階に応じた基礎的な運動能力を伸ばします ★好奇心や興味を引き出す「とうきょうすくわくプログラム」の取り組みを通じて自己肯定感や思いやりなど、豊かな心の育ちをサポートしていきます ★裸足保育や絵本の貸し出しを行い、日常生活の中で心と体の成長を支えています ★「食育」にも力を入れクッキング活動を楽しみ、食への関心や健やかな心身を育てています		

社会福祉法人 恵信会 狭山保育園

施設類型：認可保育所

所 在 地：瑞穂町大字駒形富士山420-1

T E L：042-557-2876

駐 車 場：5台 ※送迎時のみ利用可

H P：https://keishinkai.life/O2sayama/



開 園 時 間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間認定）月極 3,000円 30分毎 500円 （短時間認定）月極 なし 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休 園 日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特 別 事 業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	保育目標 「 じょうぶなからだ やさしいところ 」 人と人との関係を大切にしながら、ともに育ちあう保育を目指します。 4~5歳児 跳び箱、マット運動、縄跳び等各年齢に合ったカリキュラムで体育遊びを行います。 3~5歳児 2つのグループに分かれ縦割り保育を行っています。 3~5歳児 月1回ちやいどすてっぷ（チャイルド社より講師を招き、幼児期の「考える」を伸ばすレッスンを行っています。平成28年度より導入） - 給食は安全でおいしい食事を第一に考え提供しています。季節の食材に触れたりマナー講座などの食育も行っています。添加物は使用していません。		

社会福祉法人 恵信会 長岡保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町長岡4-11-14

TEL：042-556-0916

駐車場：5台 ※送迎時のみ利用可

H P：https://keishinkai.life/O1nagaoka/



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間認定）月極 3,000 円 30分毎 500 円 （短時間認定） 月極 なし 30分毎 500 円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	保育目標「 じょうぶなからだ やさしいところ 」 豊かな人間性を持って成長できるようともに過ごし保育にあたっていきます。 ・ 3~5 歳児 毎週火曜日~金曜日 朝礼(体操・園庭でマラソン)を行い「じょうぶなからだ」づくりをしています。 ・ 縦割りの保育を通して異年齢児と関わり「やさしいところ」を育んでいます。 ・ 4 歳児 毎週火曜日 5 歳児 毎週火・木曜日 体育遊び(鉄棒、マット運動、縄跳びなど)年齢に応じた活動を行っています。 ・ 3~5 歳児 月1回チャイルドすてっぷ(講師を招き、幼児期の「考える力」を伸ばすレッスンを行っています。) ・ 3~5 歳児 月1回 食育活動		

社会福祉法人 ひじり会 みずほひじり保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎2515-1

TEL：042-556-2652

駐車場：7台

H P：https://hijirikai.or.jp/mizuho/



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間） 18:30~19:00 500 円 月極 3,000 円 （短時間） 30分毎 500 円 月極なし ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	保育目標 ★心身共に丈夫な子 ★自分でよく考え、行動できる子 ★思いやりのある子 を目標に、地域に根差した保育園を目指しています。 ☆乳幼児の「すくすく・わくわく」を応援する「とうきょうすくわくプログラム」に取り組み、表現力と豊かな感性を育みます。 ☆幼児クラスを対象に専門講師による「体育指導」を行い、基本的な運動能力を伸ばします。また、就学に向けて自分で考え、主体的に行動できる子や、話が最後まで聞ける子を育て、表現することの楽しさを身につけられるよう、取り組みます。 ☆年長児には鉛筆の正しい持ち方を習得する為、文字指導も行っています。 ☆畑での野菜作りやクッキング等を通して「食べる楽しさ」を育てる食育に取り組みます。 ☆地域の方々にご協力を頂き、茶摘みや芋ほり、くぬぎ染めや藍染め、うどん作りなど様々な体験をさせていただいています。		

社会福祉法人 高慈会 とのがや保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字殿ヶ谷892-4

TEL：042-557-7601

駐車場：5台

H P：http://tonogayahoikuen.com/



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	月極 3,000 円 30 分毎 500 円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	＜保育目標＞ ★いろんなことに挑戦し、自分でやろうとする意欲のある子ども ★気持ちの良い挨拶と素直に「ありがとう」が言える子ども ★友達を受入れ仲良く遊べる子ども - 外部講師による活動「ダンス指導」（全園児）、「太鼓指導」（3歳児～5歳児）、「体育指導」（3歳児～5歳児）、「英語指導」（2歳児～5歳児），を行なっております。楽しく参加しながら、色々なことを学び、身につけています。 - その他に、食育活動・保健指導を定期的に行なっております。 これらの活動を通して、お子様の【こころとからだ】の健やかな成長を応援しております。		

株式会社 ぴよぴよハウス ぴよぴよ保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎 363-1

TEL：042-556-3428

駐車場：4台

H P：https://www.piyopiyohouse.com



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間） 7:00~ 7:30 （標準時間） 18:30~20:00 （短時間） 7:00~ 8:30 （短時間） 16:30~20:00	延長保育料	（標準時間・短時間共通） 30 分毎 500 円 （標準時間認定 月極） 18:30-19:00 3,000 円 18:30-19:30 6,000 円 18:30-20:00 8,000 円 ※延長保育利用者は満1歳児以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☐障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	～ JR 八高線 箱根ヶ崎駅より徒歩 2 分の駅近保育園です ～ 【保育目標】◇仲良く遊べる子ども ◇あいさつのできる子ども ◇思いやりのある子ども ◇意欲を持つ子ども ☆個性の尊重 子どもたちそれぞれが持つ独自の能力や興味を大切に、個性を伸ばす支援を行います ☆思いやりと協調性の育成 他者への思いやりの心を育み、協調性を大切にする事で、豊かな人間関係を築く力を育成します ☆心身の健全な成長 健康な体と心を育むためのバランスの取れた活動を提供し、子どもたちがたくましく成長する環境を整えます ☆豊かな学びと遊び 遊びを通じて学ぶ楽しさを体験し、創造性や問題解決能力を育てる機会を提供します		

有限会社 多摩エンゼル 南平保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町南平2-3-4

T E L：042-557-3875

駐車場：6台

H P：https://minamidairahoikuen.com



開園時間	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:00~20:00 （短時間） 7:00~ 8:30 16:30~18:00	延長保育料	10分毎 100円 18:00~18:30 月極 3,000円 18:00~19:00 月極 6,000円 18:00~19:30 月極 8,000円 18:00~20:00 月極 10,000円
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	【3つの「保育方針」に沿って、一人ひとりのお子さまをサポートいたします】 1. 家庭的な雰囲気をもとに、快適に生活できる環境の中で、人への信頼を育てます。 2. 保育目標を柱に次段階へ送り出せる保育を行います。 3. 「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域に基づき、日々の保育の繰り返しが成長の過程となるよう見守っていきます。 なお、3歳児以上は副食費 4,500円（毎月）が実費徴収となります。		

学校法人 希望の庭学園 瑞穂のぞみこども園

施設類型：幼稚園型認定こども園

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎2492

T E L：042-557-0382

駐車場：なし ご相談ください。

H P：http://www.kibounoniwa.jp/



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（短時間）7:30~ 8:30 （短時間）16:30~18:30 教育標準時間 8:30~14:00 ※延長保育 7:30~ 8:30 14:00~18:30	延長保育料	（保育・教育共通） 7:30~8:30 300円 保育 16:30以降 教育 16:00以降 30分毎 150円 （保育・教育共通） 18:00以降 30分毎 300円
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	子ども達の居場所として、暖かな環境と暖かい先生。 こどもの主体性や個性を尊重し、自分からやりたいという気持ち（主体性）自分を信じる心、人のことを大好きになる事、学ぶことを楽しめることを大切にしています。経験や対話的な学びを大切にしています。 1号認定、新2号認定：施設整備費 2,000円/月 教育充実費 5,500円/月 教材費 500円/月 保護者負担軽減補助金 5,300円/月以上~10,700円/月まで 2号認定：施設整備費 2,000円 教育充実費 3,000円 教材費 500円/月 3~5歳児については、給食費 5,000円/月~入園準備金なし。入園時制服など 25,000円程度。		

学校法人 如意輪学園 如意輪幼稚園

施設類型：幼保連携型認定こども園（令和8年4月1日移行予定）

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎137

T E L：042-557-4183

駐車場：円福寺駐車場を利用できます

H P：https://www.nyoirin.jp/



開園時間	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:00～16:00 教育標準時間 9:00～14:00 延長保育 早朝 7:30～ 夕方 19:00まで ※夕方の延長保育と土曜利用は事前申込み必要	延長保育料	利用者共通（保育標準時間認定以外） 7:30～8:30 1回200円 教育標準時間（1号認定） 保育終了後～1時間400円 2時間600円 保育短時間（2号・3号認定） 16:00～1時間につき200円 保育標準時間（2号・3号認定） 18:30～19:00 200円
休園日	日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）	特別事業	☐ 一時預かり ☒ 障がい児保育(要相談) ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	【教育理念】「豊かな心を持った たくましい子どもを育む」 【保育の柱】「食育」「態度教育」「もじ・かず教育」「体育教育」 乳・卵を使用せず、オーガニック食材で作った玄米和食で体も心も元気にします。 1号認定（月額）特定保育料 3,800円 給食費 6,500円 2号認定（月額）特定保育料 3,800円 給食費 8,000円 ※1号認定は入園受付準備金として5,000円が必要。1・2号とも制服代 19,470円～24,830円 ※1・2号とも空調維持費 1,000円（月額）、教材費（年額）32,500～36,600円が必要 ※当園は【私立幼稚園等保護者負担軽減補助金】の対象施設です。		

株式会社 クローバーキッズ ゆめのもり保育園

施設類型：小規模保育事業所

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎2391-1

T E L：042-556-8333

駐車場：5台

H P：https://ym.cloverkid-s.com



開園時間	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30 ※延長保育（標準時間）18:30～19:30 （短時間） 7:30～ 8:30 （短時間） 16:30～19:30	延長保育料	30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29～1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☐ 子育てひろば
保育方針等	保育目標 「こころ と からだ を健康に育てる」 「保育所保育指針」に基づき、職員は、各家庭に合わせた保育を行うこと、そして、子どもの発達に応じて、ゆったりとした保育を提供します。 職員は、子どもの心を大切に、常に子どもの視点に立って接していくなかで、子どものもてる可能性を、子ども自身の力で開花させていく保育の実践に全力を注ぎます。		

MEMO

